

朝霞市スポーツ協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、朝霞市の社会体育振興発展の功績があった個人及び団体を表彰すること目的とする。

(表彰基準)

第2条 市に現存する社会团体並びにこれに属する個人（以下「団体並びに個人」という）で各号の一に該当する者は、この規定によって朝霞市スポーツ協会が表彰する。

①本市体育振興のため役員として10年以上尽くし、その功績が顕著であるもの。

②本市にあつて社会体育の指導並びに実践に精励すること10年以上にわたり、成績がとくに優秀であるもの。

③各種競技会、大会等において優秀な成績を修めた団体及び個人については、次の基準による。

ア 埼玉県大会	優勝
イ 関東大会	第三位以上
ウ 全国大会	第六位以上

④その他、各号に準ずると認められるもの。

(表彰方法)

第3条 表彰は表彰状を授与して行う。ただし、必要に応じて記念品を授与することができる。

(表彰選考)

第4条 表彰の候補者は、会長、副会長、理事長、加盟団体の長が推薦し、選考は選考委員会が行う。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、会長がその都度委嘱し、5名をもって構成する。

(追彰)

第6条 表彰の該当者が、表彰の期日の1ヶ年前において死亡したときは表彰の対象とすることができるものとして、追彰して遺族に交付する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は毎年市民体育祭において行う。ただし、事情によりその期日を変更し、この必要の都度これを行うことができる。

付 則

この規定は、昭和45年4月1日から実施する。

昭和54年7月20日 一部改正

昭和59年6月19日 一部改正

令和5年5月23日 一部改正